

～指定通所リハビリテーション～

契約書及び重要事項説明書

医療法人孟子会通所リハビリセンター

これから、皆様と私たち『医療法人孟子会通所リハビリセンター』がお付き合いをさせていただくにあたって、重要なことについて説明させていただきます。この「契約書及び重要事項説明書」はサービスを利用される皆様の権利を守るものとなります。大切に保管ください。

指定通所リハビリテーション利用契約書

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう指定通所リハビリテーションを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は医療法人孟子会通所リハビリセンターにおいて、指定通所リハビリテーションを医師の指示かつ居宅サービス計画より、必要な手続きを行った後から指定通所リハビリテーションの終了までの契約期間とします。

(指定通所リハビリテーションの提供)

指定通所リハビリテーションの提供内容および費用については重要事項説明書の通りです。

(契約の満了)

第3条 次の事項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

1. 利用者が死亡したとき
2. 第4条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
3. 第5条に基づき、事業所から契約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
4. 利用者が介護保険施設への入所したとき、および長期化した場合。
5. 利用者の要介護状態区分が自立とされた場合。

(利用者の解約権)

第4条 利用者は事業者に対し、いつでも契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届けるものとし、予告期間満日に契約は解約されます。

(事業所の解除権)

第5条 事業者は利用者に対し、利用者が非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが不可能となったときは、14日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

(契約外条項)

第6条 本契約に定めない事項については、介護保険法、その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(利用者)

私は、この重要事項説明書及び個人情報に関する説明、また契約書に基づく説明を受け同意し、指定通所リハビリテーションサービスの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

利用者：住 所

氏 名 印

代筆者氏名 代筆理由

家 族：住 所

氏 名 印

続 柄

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所リハビリテーションについて、利用を開始する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定通所リハビリテーションを提供する事業者について

事業者名称	医療法人孟子会（いりょうほうじんもうしかい）
代表者氏名	理事長 廣岡 満（りじちょう ひろおか みつる）
本部所在地 （連絡先及び電話番号等）	佐賀県小城市三日月町久米1295番地2 （法人本部 事務局・0952-73-8022）
法人設立年月日	平成28年11月21日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人孟子会通所リハビリセンター
介護保険指定 事業所番号	4111311215
事業所所在地	佐賀県小城市三日月町久米1295番地2
連絡先 相談担当者名	連絡先電話 0952-97-5786・ファックス番号 0952-97-5787 センター長 大松 拓哉（おおまつ たくや）
事業所の通常の 事業の実施地域	佐賀県小城市三日月町区域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図っていく。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ※ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時20分から午後5時20分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時45分

(5) 事業所の職員体制

管理者	廣岡 満（ひろおか みつる）	
職	職務内容	人員数
医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれの利用者について、指定通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常勤 1名以上
センター長	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名以上
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）もしくは介護職員	1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ指定通所リハビリテーション計画を交付します。 3 指定通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行います。 4 指定通所リハビリテーションの実施状況の把握及び指定通所リハビリテーション計画の変更を行います。	常勤 理学療法士 1名以上 介護士 3名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
指定通所リハビリテーション計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた指定通所リハビリテーション計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。 ※送迎時に利用者の心身状況の変化があり対応を要した場合や、豪雨や積雪などの急な気象状況の悪化によりサービス提供時間が遅れた場合においては通常計画していたサービス提供時間で料金を算定させていただきます。
日常生活上の支援	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、ムース食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつの交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
リハビリテーション	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士等又は看護職員が専門的知識に基づき、機械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス（利用者に対するアセスメントの結果、必要と認め	リハビリテーションマネジメント	指定通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直します。 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、通所開始日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行います。

られる場合に提供します。)	短期集中個別リハビリテーション	利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施します。 退院日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2回以上、1回当たり20分以上、1日当たり40分以上実施します。 (リハビリテーションマネジメントを行うことが前提です。)
	認知症短期集中リハビリテーション	認知症であると医師が判断した利用者で、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が退院(退所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行います。
	若年性認知症利用者受入	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) 指定通所リハビリテーション従業者の禁止行為

指定通所リハビリテーション従業者はサービスの提供に当って、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス 提供時間数		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上 2 時間未満	利用料	3,690 円	3,980 円	4,290 円	4,580 円	4,910 円
	利用者負担額 (1 日) ※1 割負担の場合	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
2 時間以上 3 時間未満	利用料	3,830 円	4,390 円	4,980 円	5,550 円	6,120 円
	利用者負担額 (1 日) ※1 割負担の場合	383 円	439 円	498 円	555 円	612 円
3 時間以上 4 時間未満	利用料	4,860 円	5,650 円	6,430 円	7,430 円	8,420 円
	利用者負担額 (1 日) ※1 割負担の場合	486 円	565 円	643 円	743 円	842 円
4 時間以上 5 時間未満	利用料	5,530 円	6,420 円	7,300 円	8,440 円	9,570 円
	利用者負担額 (1 日) ※1 割負担の場合	553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
5 時間以上 6 時間未満	利用料	6,220 円	7,380 円	8,520 円	9,870 円	11,200 円
	利用者負担額 (1 日) ※1 割負担の場合	622 円	738 円	852 円	987 円	1120 円
6 時間以上 7 時間未満	利用料	7,150 円	8,500 円	9,810 円	11,370 円	12,900 円
	利用者負担額 (1 日) ※1 割負担の場合	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び指定通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る指定通所リハビリテーション計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに指定通所リハビリテーション計画の見直しを行います。

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び指定通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

※ 送迎を行わない場合は、片道につき 470 円（利用者負担 47 円）減額されます。

(4) 利用者状態別及び事業所体制に係る加算料金一覧

加算		利用料	利用者負担額	算定回数等
リハビリテーションマネジメント加算（イ） （6月以降）		5,600 円 (2,400 円)	560 円 (240 円)	1 月に 1 回算定。
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） （6月以降）		5,930 円 (2,730 円)	593 円 (273 円)	1 月に 1 回算定。
リハビリテーションマネジメント加算（ハ） （6月以降）		7,930 円 (4,730 円)	793 円 (473 円)	1 月に 1 回算定。
事業所の医師が利用者又はその 家族に対しリハビリテーション 計画について説明し、同意を得 た場合		2,700 円	270 円	1 月に 1 回算定。
入浴介助加算Ⅰ		400 円	40 円	利用毎に算定。
入浴介助加算Ⅱ		600 円	60 円	利用毎に算定。
短期集中リハビリ テーション実施加算		1,100 円	110 円	利用毎に算定。
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算（Ⅰ）		2,400 円	240 円	利用毎に算定。 ※1 週間に 2 回を限度。
若年性認知症受入加算		600 円	60 円	利用毎に算定。 65 歳の誕生日の前々日 まで算定可能。
重度療養管理加算		1,000 円	100 円	日ごとに算定
リハビ リテー ション 提供体 制加算	3 時間以上 4 時間未満	120 円	12 円	利用毎に算定
	4 時間以上 5 時間未満	160 円	16 円	
	5 時間以上 6 時間未満	200 円	20 円	
	6 時間以上 7 時間未満	240 円	24 円	
サービス提供体制強化加算Ⅱ		180 円	18 円	日ごとに算定
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）		1 月の介護 報酬総単位 数の 11.1%		1 月に 1 回算定。
退院時共同指導加算		6,000 円	600 円	退院時に 1 回算定。
科学的介護推進体制加算		400 円	40 円	1 月に 1 回算定。

リハビリテーションマネジメント加算は、利用者に適したリハビリテーションの管理と、より質の高いサービス提供を目的として創設された加算です。リハビリテーションマネジメント加算では、「SPDCA（調査・計画・実行・評価・改善）」というサイクルをもとに、利用者の状態や生活環境、日常生活における活動の質などを考慮した上で、利用者に適したリハビリテーションの計画作成、および定期的な計画の見直し等がおこなわれていることを評価の対象としています。

※1 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、通所開始日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すことと、他の居宅サービスの従業者にリハビリテーションの観点から日常生活上の留意点、介護の工夫等を伝達していくことが必要となります。

■リハビリテーションマネジメント加算(イ)

- ① ※1 の要件に加えてリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録する。リハビリテーション会議への医師の参加については、テレビ電話等常時動画で情報共有できる環境があれば活用してもよい。
- ② 通所リハビリテーション計画について、作成に関与した PT、OT、ST が利用者又はその家族に対してリハビリテーション会議で説明し、利用者の同意を得た上で医師へ報告する。
- ③ 通所リハビリテーション計画の作成にあたって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内は1月に1回以上、6月を越えた場合は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直す。
- ④ 通所リハビリテーション事業所の PT、OT、ST が介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活の留意点に関する情報共有を行う事。
- ⑤ 以下のいずれかに該当すること
 - i 通所リハビリテーション事業所の PT、OT、ST が、居宅サービス計画に位置づけたその他の居宅サービスに係る従業者と通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 - ii 通所リハビリテーション事業所の PT、OT、ST が通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- ⑥ これらすべては※1 の要件に加えて①～⑤までに適合することを確認し、記録することによって算定します。

■リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

加算(イ)を満たすことで算定します。それに加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定できます。

■リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

加算（ロ）を満たすことで算定します。それに加え、事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔の健康状態の評価を行っていること、言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員がその他の職種の者と共同して利用者の口腔の健康状態を評価し口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること、関係職種が通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有すること、共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、見直しの内容を関係職種に対して情報提供していることで算定できます。

■入浴介助加算（Ⅰ）

入浴介助を適切に行うことができる人員・設備を有して、入浴介助を行うことで算定できます。

■入浴介助加算（Ⅱ）

加算Ⅰを満たすことで算定できます。加えて下記の①～③を満たすことで算定できます。

①医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作および浴室環境を評価、助言します。この際、利用者宅の浴室が利用者自身、または家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、ケアマネジャー・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うことが必要です。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作および浴室環境を踏まえ、医師等が評価、助言を行っても差し支えないものとします。

②事業所の理学療法士等が医師との連携のもと、利用者の身体状況や訪問により把握した利用者宅の浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成していきます。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画書に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができます。

③上記の入浴計画に基づき、個浴または利用者の居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行うことで算定できます。

※加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可となります。

■短期集中リハビリテーション加算

退院（所）又は認定日から起算して3月以内に個別にリハビリテーションを集中的に実施した場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定します。

■認知症短期集中リハビリテーション実施加算

医師により認知症と診断された利用者に対し認知症の状態に合わせ、集団活動や目的がイメージしやすい活動や参加のアプローチなど効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる取組の評

価です。認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）は、週に2回を限度に個別にリハビリテーションを実施している場合に算定します。認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）は、月に4回以上リハビリテーションを実施しており、その実施頻度、実施場所、実施時間が記載されたサービス計画に基づいた、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施した場合に算定します。

■若年性認知症受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を実施することで算定できる加算です。若年性認知症については、主治医意見書等にて判断を行います。

■重度療養管理加算

別に厚生労働大臣が定める状態にある要介護3、4、又は5である利用者に対して医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に算定できる。通所リハビリテーションの所要時間が2時間以上である場合に算定できる。（1～2時間未満の利用者は算定できない）

■リハビリテーション提供体制加算

リハビリテーションマネジメント加算を算定しており、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の合計数が利用者の数25又はその端数を増すごとに1以上配置されていることにて算定できます。

■サービス提供体制強化加算Ⅱ

介護職員の総数のうち介護福祉士を40%以上配置した場合、または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の場合に算定します。

■介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）

サービスの質の向上のための計画を策定し、研修の実施または受講をすること、介護職員のキャリアアップの仕組みを作ること、職場環境の改善を行うこと等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等の処遇を改善し、仕事の定着率の向上やサービスの質の向上を図ります。

■退院時共同指導加算

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、共有した内容を通所リハビリテーション計画に反映し、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該隊員につき1回に限り、所定単位数を加算します。

■科学的介護推進体制加算

科学的介護情報システム（LIFE）を用いて算定する加算です。LIFEとはサービス利用者の状態や、介護施設・事業所で行っているケアの計画・内容などを一定の様式で入力すると、インタ

ーネットを通じて厚生労働省へ送信され、入力内容が分析されて、当該施設等にフィードバックされる情報システムです。LIFEによるフィードバックは、施設や事業所で記録している他の情報と組み合わせて有効に利用することで、質の高いケアの提供につながります。

4 その他の費用について

① 送迎費	無料（通常の実施地域を超えて送迎を行っても、費用は発生しません。）
② 食事の提供に要する費用	1食 630円 提供直前のキャンセルが出た場合の請求は状況に応じて判断します。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）銀行口座からの引き落とし （イ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※

6 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 利用者に係る居宅支援事業者が作成する「介護サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「指定通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「指定通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「指定通所リハビリテーション計画」に基づいて行います。なお、「指定通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 指定通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	高齢者虐待防止委員会の委員長
-------------	----------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性 …………… 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性 …………… 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性 …………… 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）

個人情報に関する同意書

以下に定める条件のとおり、医療法人孟子会通所リハビリセンターが、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先
【 主 治 医 】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】	佐賀中部広域連合 所 在 地 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 ※事故報告書作成の上、用紙を窓口に提出いたします。
【居宅支援事業所の窓口】	事 業 所 名 所 在 地 電 話 番 号 担当介護支援専門員

12 心身の状況の把握

指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 介護予防支援事業者等との連携

- ① 指定通所リハビリテーションの提供にあたり、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「指定通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定通所リハビリテーションの実施ごとに、そのサービスの提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 提供した指定通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期（毎年2回 4月・10月）

16 衛生管理等

- ① 指定通所リハビリテーションに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発症、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- 苦情受付担当者より内容の聞き取りをさせていただきます。
- 苦情受付担当者は、聞き取りの内容を取りまとめ、苦情解決委員会委員長に報告します。
- 苦情解決委員長より苦情の内容について報告があった事を、苦情申出者に報告いたします。
- その後、苦情解決委員会のなかで苦情内容について検討を行います。是正する内容等について、申出者に説明を行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業所の窓口】 医療法人孟子会通所リハビリセンター	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	佐賀県小城市三日月町久米1295番地2 0952-73-8022 0952-73-8023 9:00～17:00
【市町村（保険者）の窓口】 佐賀中部広域連合	所在地 電話番号 ファックス番号	佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号 0952-40-1111 0952-40-1165
【公的団体の窓口】 佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	佐賀県佐賀市呉服元町7番28号 0952-26-1477

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	佐賀県小城市三日月町久米1295番地2
	法人名	医療法人孟子会
	代表者名	理事長 廣岡 満
	事業所名	医療法人孟子会通所リハビリセンター
	説明者氏名	印

附則

この契約書及び重要事項説明は平成 29 年 5 月 1 日より施行します。

平成 30 年 4 月 1 日に改定しました。

平成 30 年 12 月 12 日に改定しました。

平成 30 年 1 月 8 日に改定しました。

平成 31 年 2 月 25 日に改定しました。

令和 1 年 9 月 5 日に改定しました。

令和 3 年 4 月 1 日に改定しました。

令和 3 年 10 月 1 日に改定しました。

令和 4 年 9 月 1 日に改定しました。

令和 4 年 10 月 1 日に改定しました。

令和 6 年 2 月 20 日に改定しました。

令和 6 年 4 月 1 日に改定しました。

令和 6 年 5 月 14 日に改定しました。

令和 7 年 3 月 25 日に改定しました。

令和 8 年 6 月 1 日に改定しました。